

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県公営企業会計規程（昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第 9 号）及び本件業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項 別記の 1 のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5～7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同種類（集客施設の施工又は修繕）の契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規程、特例規則及び契約に関して愛媛県公営企業管理者が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記の 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、テレコピー、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札日時及び開札場所は、別記の 2 のとおり。
- (5) 入札参加申込書の提出期限は、別記の 4 のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、直接提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められ

た義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。

- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (14) 入札金額は、当該業務に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、契約料の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(16)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格審査結果通知書、又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (21) 入札会場において、次の各号に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (22) 入札参加者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (23) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)の規定による。

ただし、過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を履行した実績を確認できる書類の提出があり、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 137 条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

※別添、「入札保証金及び契約保証金について」のとおり

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者またはその代理人の提出した 2 以上の入札書
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書
- (3) 業務名及び入札金額のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書

- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 入札保証金を必要とする者で、納付した入札保証金の額が所定の額に達しない場合の当該入札書
- (10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (12) その他、愛媛県公営企業会計規程、愛媛県会計規則又は入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 本件業務の契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、入札者に通知するものとする。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱については、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則の規定による。
ただし、過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を履行した実績を確認できる書類の提出があり、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 154 条の規定に該当すると認められた者については、契約保証金の納付を免除する。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取りかわすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

- （１） 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- （２） 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた本件業務に係る技術仕様等について、開札日の前日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 その他必要な事項

- （１） 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件業務に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。
- （２） 本件業務に関しての照会先は、別記の３のとおり。

別記

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
診療棟 1 階正面玄関風除室玄関マット取替修繕
- (2) 業務の内容等
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和 6 年 11 月 30 日
- (4) 履行場所
愛媛県立中央病院（愛媛県松山市春日町 83 番地）

2 入札日時及び開札場所

- (1) 入札及び開札の日時
令和 6 年 10 月 8 日（火）午前 10 時 00 分
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県立中央病院 管理棟 4 階会議室

3 照会先

- (1) 部局の名称
愛媛県立中央病院総務医事課調達係
- (2) 所在地
愛媛県松山市春日町 83 番地
- (3) 電話
089-947-1111（内線 7438）

4 入札参加申込書（別添様式 1）

- (1) 添付書類
ア 会社概要
イ 過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同種類（集客施設の施工又は修繕）の契約を履行した実績を確認できる書類
- (2) 提出先
愛媛県立中央病院総務医事課調達係
- (3) 提出期限
令和 6 年 10 月 1 日（火）午後 5 時 15 分

5 入札（契約）保証金免除申請書（別添様式 2）

- (1) 添付書類
過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同種類（集客施設の施工又は修繕）の契約を履行した実績を確認できる書類。
ただし、4（1）イで提出した書類については省略可。
- (2) 提出先及び提出期限
4（2）及び（3）と同じ